

令和5年

第6回 教育委員会

日時 令和5年7月10日（月曜日）

場所 持ち回り

佐呂間町教育委員会

議案第 1 号 児童生徒の状況等について(非公開)

議案第 2 号 佐呂間町立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について

そ の 他

議 案 第 2 号

佐呂間町立図書館条例施行規則の一部を改正する
規則制定について

佐呂間町立図書館条例施行規則の一部を改正する規則(昭和58年教育委員会規則第3号)の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年7月10日提出

佐呂間町教育委員会教育長 谷 川 敦

佐呂間町立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

佐呂間町立図書館条例施行規則（昭和58年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別紙の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

佐呂間町立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

佐呂間町立図書館条例施行規則(昭和58年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用図書の数) 第3条 同時に利用できる図書の数は5冊以内とする。 (貸出期間) 第9条 (略) 2 (略)</p>	<p>(利用図書の数) 第3条 削除 (貸出期間) 第9条 (略) 2 (略) 3 館長が特に必要と認めた場合は、貸出期間を延長することができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。